

菊川市空き家等除却事業費補助金交付要綱

制定 令和7年3月31日告示第94号

(趣旨)

第1条 市長は、利活用が困難な空き家等を除却し土地の利活用を図ること及び地震による倒壊の危険性がある建物を除却し周辺環境への二次被害の発生を抑制することを目的として、空き家等の除却事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった市の区域内に存する木造の一戸建ての住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅であって、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該住宅の延べ面積の2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）のうち、第6条の申請書を提出した日において現に居住又は使用されていないものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築物の耐震診断及び改修の促進を図るための基本的な指針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一の一イに規定する構造耐震指標が1.0未満、住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）により菊川市が倒壊の危険性があると判断したもの又は誰でもできるわが家の耐震診断（平成16年7月12日に一般財団法人日本建築防災協会が発行したものをいう。）による診断の結果が評点合計7点以下であること。

イ 当該住宅又は併用住宅が登記されている場合にあつては、第6条の申請書を提出した日において抵当権の設定又は差押え、仮差押え若しくは処分禁止の仮処分のいずれの登記もされていないこと。

ウ 第6条の申請書を提出した日において空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項又は第22条第2項に基づく勧告の対象となっていないこと。

(2) 空き家等除却事業 空き家等の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）内に存する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の全部を解体する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家等の所有者（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に所有者として記録されている自然人をいう。以下同じ。）又はその相続人（遺産分割協議の結果、当該空き家等を相続する者が決まっている場合に限る。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 空き家等除却事業の対象となる空き家等について共有者がいる場合、すべての共有者から当該事業実施について同意が得られていること。

(2) 次のいずれかに該当する者に解体工事を発注すること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可（土木工

事業、建築工事業及び解体工事業の許可に限る。)を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、菊川市に納付すべき市税を滞納している者は、補助対象者としな

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、空き家等除却事業(公共事業等の補償の対象となっている事業及び他の補助金の交付を受けている事業を除く。)とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助対象事業(当該事業に附帯する事業は除く。)の実施に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、菊川市空き家等除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 空き家等である旨の申立書(様式第2号)

(2) 位置図及び配置図

(3) 空き家等除却事業に係る見積書

(4) 現況写真(敷地全景及び空き家等全景を確認できるもの)

(5) 空き家等の建築年月、所有者及び建物用途を証する書類

(6) 空き家等の耐震診断の結果を証する書類

(7) 空き家等の登記事項全部事項証明書(空き家等が登記されている場合に限る。)

(8) 共有の場合、すべての共有者から当該事業実施について同意が得られていることを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市空き家等除却事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳

簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 市長からの要求があった場合は、資料の提供その他必要な協力をするよう努めなければならないこと。

(変更の承認の申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）が申請の内容を変更しようとする場合は、菊川市空き家等除却事業変更等承認申請書（様式第4号）に変更内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その変更を承認し、その旨を菊川市空き家等除却事業変更等承認通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、空き家等除却事業が完了したときは、菊川市空き家等除却事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書の写し

(2) 除却事業写真

(3) 閉鎖登記事項証明書（空き家等が登記されていた場合に限る。）

(4) 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し

(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届け出の写し（除却する空き家等の延べ面積が80平方メートル以上の場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに1部提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を菊川市空き家等除却事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(請求の手續)

第13条 前条の規定による補助金の交付確定の通知（次項において「交付確定通知」という。）を受領した交付決定者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第14条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市空き家等除却事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第15条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該交付決定者に対し、菊川市空き家等除却事業費補助金返還請求書（様式第10号）により当

該補助金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市空き家等除却事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

年度において菊川市空き家等除却事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、市が補助金の交付の決定に当たり、その審査のため、私の市税等の納付状況及び空き家等の居住状況その他の必要な情報について、当該情報に係る市担当部局その他の関係機関に対して市が調査し、確認することに同意します。

空き家等所在地	菊川市		
建築時期	年 月	建物用途	一戸建ての住宅・併用住宅
構造・階数・延べ床面積	木造 階 平方メートル		
耐震診断の結果	<input type="checkbox"/> 建築物の耐震診断及び改修の促進を図るための基本的な指針別添第一の一イに規定する構造耐震指標（Iw値 ） <input type="checkbox"/> 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断 <input type="checkbox"/> 誰でもできるわが家の耐震診断による診断の結果（ 点）		
除 却 事 業 施 工 業 者	事業者名		
	電話番号		
	所在地		
	許可	<input type="checkbox"/> 建設業の場合 <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> () 知事 号 (工事業) <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 () 知事 号	
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで		
空き家等除却事業に要する経費	円		
交付申請額	円		

添付書類

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
空き家等である旨の申立書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
氏 名
電話番号 ()

菊川市空き家等除却事業費補助金交付要綱第6条の規定による申請に係る空き家等の使用状況は次のとおりであり、現在居住又は使用されていないことを申し立てます。

- 1 空き家所在地
- 2 空き家等の現況（空き家になった理由及び時期、空き家になっている期間など）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市空き家等除却事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった菊川市空き家等除却事業費補助金の交付について、次のとおり交付を決定します。

1 決定の内容

- (1) 金額 円
- (2) 交付の対象

2 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 市長からの要求があった場合は、資料の提供その他必要な協力をするよう努めなければならないこと。

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
菊川市空き家等除却事業変更等承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市空き家等除却事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 補助対象経費の変更金額（増減額） | 円 |
| (3) 変更後の補助金申請額 | 円 |

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市空き家等除却事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請があった菊川市空き家等除却事業の変更については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 内容

2 金額

- | | |
|---------------|---|
| (1) 変更前の交付決定額 | 円 |
| (2) 変更後の交付決定額 | 円 |

様式第6号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
菊川市空き家等除却事業実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた空き家等除却事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

様式第7号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市空き家等除却事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した菊川市空き家等除却事業費補助金について、次のとおり交付を確定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第8号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市空き家等除却事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 ()

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他 ()
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第9号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市空き家等除却事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による菊川市空き家等除却事業費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

- 1 交付決定の取消額
 - (1) 交付決定額 円
 - (2) 今回取消額 円
 - (3) 更正決定額 円
- 2 取消しをする理由

様式第10号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市空き家等除却事業費補助金返還請求書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市空き家等除却事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日